

## 政策調査に関する包括的委託業務 仕様書

### 1 業務名称

政策調査に関する包括的委託業務

### 2 業務目的

本業務は、神戸市を取り巻く社会経済情勢や国の動向、国内の他都市や海外の先進的取り組み等について、客観的データや情報を収集・分析することで、全市的な政策・施策の企画立案につなげることを目的とする。

### 3 業務内容

委託期間中に発生した調査依頼事項について、本市と協議の上、本市が定める調査の仕様（目的、内容、期限等）に基づき調査を実施し、報告書を提出する。

調査の仕様には、毎回「調査結果に基づく神戸市行政への示唆」を含めることとする。

#### 【調査依頼事項（例）】

- ・ 政令市等における産業誘致の事例調査
- ・ 人口の転入超過に特徴がある都市の取り組みに関する調査
- ・ 他都市におけるにぎわいづくり施策の事例調査
- ・ 各国の寄附行為の動向に関する調査
- ・ 国内外のナイトタイムエコノミーの取り組み事例調査 等

### 4 調査業務に関する業務量の目安

1件あたりの成果物の目安としては、ワード（A4サイズ）で10枚程度、又はパワーポイント（A4サイズ）で20枚程度とする。

ひと月あたりの調査依頼件数は上限2件までとする。

### 5 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

### 6 業務の進捗報告・成果物

- （1）業務の実施・検討においては本市と十分に連携し、定期的に報告及び調整を行うこと。
- （2）調査報告書は電子データで提出すること。

## 7 留意事項

### (1) 再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

### (2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

### (3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

### (5) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

### (6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。